⑹　質問等に係る調書について、書面によるほか、電磁的記録をもって作成することができる。また、その調書が電磁的記録をもって作成されたものである場合には、当該職員等により署名押印に代わる措置がとられたものでなければならない。（第百五十二条関係）

⑺　検察官への引継ぎについて、次の整備を行う。（第百五十九条関係）

イ　犯則事件の告発について、書面により又は一定の電磁的方法により行う。

ロ　電磁的記録提供命令により提出させた記録媒体又は提供させた電磁的記録があるときは、その電磁的記録提供命令に係る調書を添えて、その記録媒体又は電磁的記録に係る目録とともに検察官に引き継がなければならない。

ハ　ロの記録媒体又は電磁的記録が検察官に引き継がれたときは、当該記録媒体は検察官によって押収され、又は当該電磁的記録は検察官がする電磁的記録提供命令により提供されたものと、それぞれみなす。

３　その他所要の措置を講ずる。

第６　国税徴収法の一部改正

１　特定電子移転財産権の徴収手続について、次のとおり整備する。

⑴　特定電子移転財産権の差押えは、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移す方法により行う。ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を徴収職員の管理に移させる方法により行うことができる。（第七十二条の二関係）

⑵　徴収職員は、特定電子移転財産権の差押えを解除したときは、滞納者の管理に移さなければならない。（第八十条関係）

⑶　税務署長は、換価した特定電子移転財産権の買受人が買受代金を納付したときは、その特定電子移転財産権を買受人の管理に移さなければならない。（第百二十二条の二関係）

⑷　⑴の命令について、命令違反に対する罰則を設ける。（第百八十七条の二、第百九十条関係）

２　差押えに係る不動産が売却され、かつ、当該不動産の差押えの解除について滞納者から一定の申出があった場合において、次のいずれにも該当するときは、その差押えを解除することができる。（第七十九条関係）

⑴　当該不動産の売却価額（当該売却価額が当該申出があった時における当該不動産の時価に相当するものとして一定の価額を下回る場合にあっては、当該一定の価額）からその差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を控除した残額に相当する額の国税の納付があったとき。

⑵　国税の徴収上支障がないと認められるとき。

３　その他所要の措置を講ずる。

第７　租税特別措置法の一部改正

１　個人所得課税

⑴　利子所得の分離課税等について、同族会社の株主等がその同族会社以外の法人（以下「特定法人」という。）から支払を受ける社債の利子のうち実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合における当該利子を適用対象から除外し、総合課税の対象とする。（第三条関係）

⑵　上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、一定の投資信託（証券投資信託又は公募公社債等運用投資信託に該当するものを除く。）及びこれに類する外国投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものを加える。（第九条の四の二関係）

⑶　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。（第九条の八、第三十七条の十四関係）

イ　非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃するとともに、その口座に設けようとする勘定がロ⑷イの未成年者特定累積投資勘定である場合の口座開設可能期間を令和九年一月一日以後の期間とする。

ロ　特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置を講ずる。

⑷イ　非課税口座には、未成年者特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、非課税口座を開設している居住者等がその年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられるものをいう。以下同じ。）を設けられる。

⑷ロ　未成年者特定累積投資勘定は、令和九年以後の各年においてのみ設けられることとし、その設けられるべき金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座以外の非課税口座に設けることはできない。また、特定非課税管理勘定は、未成年者特定累積投資勘定とは同時に設けられない。

⑷ハ　未成年者特定累積投資勘定には、株式投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものの受益権であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」という。）のうち次に掲げるもの（ａにあっては累積投資契約により取得したものに限る。）のみを受け入れる。

ａ　その居住者等の非課税口座に未成年者特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該非課税口座が開設された金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が六十万円を超えないもの（特定累積投資上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合に、当該合計額及び前年十二月三十一日に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている特定累積投資上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として一定の金額の合計額が六百万円を超えることとなるときにおけるその特定累積投資上場株式等を除く。）

ｂ　その他一定の特定累積投資上場株式等

⑷ニ　未成年者特定累積投資勘定で管理される特定累積投資上場株式等につき支払を受ける配当等及び当該特定累積投資上場株式等の譲渡の対価に係る金銭その他の資産については、非課税口座を開設した居住者等がその年三月三十一日において十八歳である年（以下「基準年」という。）の前年十二月三十一日までは、特定課税未成年者口座（当該居住者等が非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所に開設した預貯金口座又は預り金の管理口座をいう。以下同じ。）において管理しなければならない。

⑷ホ　未成年者特定累積投資勘定で管理される特定累積投資上場株式等は、非課税口座を開設した居住者等の基準年の前年十二月三十一日までは、当該特定累積投資上場株式等を当該非課税口座以外の口座に移管等をすることはできない。ただし、次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める場合は、この限りでない。

ａ　当該居住者等がその年三月三十一日において十二歳である年（以下「特定基準年」という。）の前年以前の各年　当該居住者等が、災害、疾病その他のやむを得ない事由（以下「災害等事由」という。）に基因して当該未成年者特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等及び特定課税未成年者口座内の金銭その他の資産の全てを払い出す場合

ｂ　当該居住者等の特定基準年以後の各年　ａに定める場合及び当該居住者等が、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に特定累積投資上場株式等の移管等を依頼する旨、当該移管等の基因となる事由（当該居住者等の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限る。）その他の事項を記載した書類を提出して当該特定累積投資上場株式等の移管等をする場合